

群馬県における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の取扱いについて
(幼稚園・認定こども園(全類型)用)

R2.4.3 制定

R2.9.8 改正

R4.3 改正

R5.3.20 改正

群馬県生活こども部私学・子育て支援課

※前橋市、高崎市所在の施設は、市の取扱いによる

1. 処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件に該当する研修

以下の実施主体が実施する研修であって、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの

研修区分	対象年度
(1) 都道府県または市町村(教育委員会を含む)の研修	原則、平成29年度以降 (研修実施主体で受講履歴が確認できないものを除く)
(2) 県が適当と認める認定こども園団体・幼稚園関係団体・保育所関係団体等の研修	
(3) 大学等(大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、(独)教職員支援機構、(独)国立特別支援教育総合研究所)の研修	平成29年度以降 ※4(3)参照
(4) その他県が適当と認める者の研修(各施設が企画・実施する園内研修を想定)	令和2年度以降
(5) 旧教員免許状更新講習(※)	平成29年度以降
(6) 保育士等キャリアアップ研修	平成29年度以降

※ 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)の一部施行(令和4年7月1日)より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習をいう。

2. 対象者及び修了すべき研修時間

研修分野	(幼)中核リーダー (認こ)副主幹保育教諭	専門リーダー	若手リーダー
教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60時間以上	60時間以上	15時間以上
うちマネジメント分野の研修	15時間以上 必須	—	—
うち園内研修	15時間以内可	15時間以内可	4時間以内可

※ 必ずしも1つの研修で15時間を満たす必要はなく、複数の研修の積み上げにより上記時間数を修了することも可とする。 ※ 処遇改善等加算Ⅱ-①(人数A)の対象者は、改善額が4万円未満の者も「中核リーダー・副主幹保育教諭」又は「専門リーダー」として発令されていると考えられるため、60時間以上の受講が要件となる。

※ 処遇改善等加算Ⅱ-②(人数B)の対象者は、改善額が5千円超4万円未満の者も「若

手リーダー」として発令されていると考えられるため、15時間以上の受講が要件となる。
 ※ 発令に当たっては、施設における職位の発令が、「中核リーダー・副主幹保育教諭」「専門リーダー」「若手リーダー」のいずれに当たるのか明確にしておくこと。

3. 研修修了要件の確認方法

処遇改善等加算Ⅱの申請時（研修修了要件必須化の令和5年度以降）に以下の書類等を添付すること。

- ① 研修受講履歴一覧（様式1）（※）
- ② 研修修了の証拠書類

研修区分	必要となる証拠書類
(1) 都道府県または市町村（教育委員会を含む）の研修	研修実施主体の発行した修了証明（修了証、スタンプ・シール等）の写し
(2) 県が適当と認める認定こども園団体・幼稚園関係団体・保育所関係団体等の研修	研修実施主体の発行した修了証明（修了証、スタンプ・シール等）の写し
(3) 大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、（独）教職員支援機構、（独）国立特別支援教育総合研究所）の研修	大学等が発行する「履修証明書」の写し
(4) その他県が適当と認める者の研修（各施設が企画・実施する園内研修を想定）	園内研修実施状況報告書（様式2）
(5) 旧教員免許状更新講習	教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」又は「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」の写し または 大学等が発行する「更新講習修了証（履修証明書）」の写し
(6) 保育士等キャリアアップ研修	保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

※ 修了日（又は受講日）・主催者・研修会名等、様式1に定める必要事項が記載されている場合に限り、既に施設や個人で記録している一覧での代用を認める。

※ 令和2年度以降の研修については、テーマ・演題・講師名等、必須事項以外についても原則記入するものとする。

4. 個別事項

（1）都道府県又は市町村（教育委員会を含む）の研修

対象となる具体的な研修については、県ホームページに随時掲載する予定である。

なお、県が実施する対象研修の例は以下のとおり。

- ① 県幼稚園教育課程等研究協議会（県教育委員会義務教育課）
- ② 幼稚園等基幹研修（県教育委員会総合教育センター）

※ ①及び②は修了証明が発行されないため、研修受講履歴一覧（様式1）等により受講した記録を残すこと。複数日開催の場合、1日単位での算入を認める（遅刻、早退等した日については算入を認めない）。

また、市町村が実施する研修については、趣旨に合致するものを対象とする。

(2) 県が適当と認める認定こども園団体・幼稚園関係団体・保育所関係団体の研修

各団体が主催する研修を対象研修としたい場合は、あらかじめ県に「処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体認定申請書」(様式3-1)を提出し、認定を受けること。

また、団体実施の研修について、対象研修に変更が生じた場合は、(様式3-2、3-3)により協議・届出を行うこと。

なお、認定した団体については、県ホームページに随時掲載する予定である。

また、対象にできる研修は、原則として修了証明が発行されているものに限る。受講する研修が対象となるかについては、個別に各団体へ直接確認すること。

(3) 大学等

対象となる研修は、原則として修了証明が発行されているものに限る。修了証明が発行されないものについては、受講票など、受講したことが類推できる資料を残すこと。

(4) その他県が適当と認める者

各施設が企画・実施する園内研修を想定している。

園内研修については、事前申請ではなく、処遇改善等加算Ⅱの申請時に対象可否を個別判断する。

対象としたい場合には、園内研修実施状況報告書(様式2)を作成し、処遇改善等加算Ⅱの申請時、他の証拠書類等とあわせて提出すること。

(5) 旧教員免許状更新講習

旧教員免許状更新講習については、「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」の交付日が平成29年4月1日以降のものを対象とする。

(証明書の日付が平成29年4月1日以降であれば、平成28年度以前に受講した更新講習も認める。)

旧教員免許状更新講習を一部又は全部受講したが、「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」の交付を受けていない場合は、「更新講習修了証(履修証明書)」の添付により算入を認める。

旧教員免許状更新講習は、原則としてマネジメント分野の研修に含めないものとする。ただし、「更新講習修了書(履修証明書)」の提出により県が内容を確認できる場合は、マネジメント分野の研修として扱うことができるものとする。

(6) 保育士等キャリアアップ研修

厚生労働省「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(H29.4.1)に沿って、各都道府県又は都道府県知事が指定する研修実施機関が実施する研修をいう(県外のものも有効)。

なお、群馬県では以下の研修を実施している。

① 「群馬県教育・保育のキャリアアップ研修」(県知事名の修了証交付)

(平成29年度は関係団体への委託・共催にて実施、平成30年度から県社会福祉協議会への委託で実施)

② 指定研修実施機関による研修(指定研修実施機関代表者名の修了証交付)

(平成30年度から実施、研修実施機関の指定状況は県ホームページに掲載)

https://www.pref.gunma.jp/03/bv01_00003.html#shitei

※ 「マネジメント」は、「中核リーダー・副主幹保育教諭」に限り有効。ただし、令和

元年度までに実施したものに限り「若手リーダー」にも有効。また、令和3年度までに実施したものに限り「専門リーダー」にも有効。

※ 幼稚園においては、「乳児保育」は対象外。

※ 「保育実践」は、令和元年度までに実施したものに限り有効。

※様式、国関係通知は、県ホームページに掲載

https://www.pref.gunma.jp/03/bv01_00155.html